

委員会提出議案第 2 号

立川市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 27 日

提出者 立川市議会議会運営委員会
委員長 山本 みちよ

理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条第 6 項本文の規定による。

立川市議会会議規則の一部を改正する規則

立川市議会会議規則（昭和51年立川市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p><u>（文書質問）</u></p> <p><u>第61条の2 議員は、会期中、市長その他執行機関（以下「市長等」という。）に対し、文書で質問することができる。</u></p> <p><u>2 文書で質問を行おうとするときは、文書質問書を議長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 議長は、前項の規定により文書質問書の提出を受けたときは、文書質問回答書（以下「回答書」という。）を提出する期日を指定して、市長等に送付するものとする。</u></p> <p><u>4 議長は、市長等から回答書の提出を受けたときは、速やかに文書質問書及び回答書の写しを各議員に配布しなければならない。</u></p>	

附 則

この規則は、令和8年7月14日から施行する。